

うべ未来モニター設置要綱

(設置)

第1条 市政に関する市民の意向を調査し、今後の市政運営の参考とするため、うべ未来モニター（以下「うべ未来モニター」という。）を設置する。

(活動)

第2条 うべ未来モニターは、市長が回答を依頼した市政に関するアンケートについて、インターネットまたは郵便で、指定された期限内に回答するものとする。また、必要に応じて、市長との意見交換会等に参加、市長の依頼する事業等に協力することとする。

(登録要件)

第3条 うべ未来モニターとして登録することができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。ただし、市議会議員、市職員を除く。

- (1) 本市に在住、在勤、在学のいずれかである者または地区在住で地区から推薦を受けた者であること。
- (2) 市政に関心がある人
- (3) 市からの情報提供又は連絡事項の受信、市政に関するアンケートへの回答の送信その他のインターネットを用いた市との送受信が可能な条件を備えている者、もしくは書面で回答できる者であること。

(申請)

第4条 前条の登録要件に該当する者で、うべ未来モニターに登録しようとするものは、うべ電子申請サービスもしくは郵便等により申請するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、うべ未来モニターの登録を決定したときはうべ未来モニター登録決定通知書（様式第1号）により、うべ未来モニターの登録申請を却下したときはうべ未来モニター登録申請却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 うべ未来モニターは、登録した内容について変更が生じたときは、直ちにうべ未来モニター登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(有効期間)

第7条 うべ未来モニターの任期は、うべ未来モニターの登録をした日から登録を取り消された日までとする。

(禁止行為)

第8条 うべ未来モニターは、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1) 不正な回答をする行為
- (2) 同一人物による重複登録する行為
- (3) 他人になりすまして登録する行為
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める行為
(登録の取消し)

第9条 市長は、うべ未来モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する登録要件を欠いたとき。
- (2) 前条に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (4) 1年以上アンケートへの回答が行われないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市民モニターとして不適当であると認めるとき。

(個人情報の保護)

第10条 市長は、うべ未来モニターから登録の際に収集した個人情報及びアンケートの実施により得た情報を、宇部市個人情報保護条例（昭和62年条例第16号）に基づき適正に取扱い、管理するものとし、かつ、市政運営の参考のための集計及び分析以外の目的でこれを利用してはならない。

(公表)

第11条 市長は、アンケートの結果を市のホームページで公表するものとする。

(費用の負担)

第12条 うべ未来モニターが電子メールの送受信に要する費用及びインターネット環境の維持に要する費用は、うべ未来モニターの負担とする。

(謝礼)

第13条 市長は、うべ未来モニターに対し謝礼の支払いは行わないものとする。

(特典)

第14条 市長は、うべ未来モニターのアンケートへの協力に対し、はつらつ健幸ポイント及びその他特典を付与することができる。

(協賛者の募集)

第15条 市長は、別に定めるところにより、隨時、市民モニター制度に協賛する者の募集を行うことができる。

(本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止)

第16条 市長は、何らの告知なしに、又うべ未来モニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部もしくは全部を変更し、又は本制度の一部若

しくは全部を一時中断、停止及び中止することができる。

2 前項に基づく内容の変更又は一時中断、停止及び中止によってうべ未来モニターに不利益又は損害が発生した場合、市長はその責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第17条 うべ未来モニターに関する事務は、政策広報室広報広聴課において処理する。

第18条 この要綱に定めるもののほか、うべ未来モニターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から、名称をうべ未来モニター設置要綱として施行する。

第1号様式(第5条関係)

第 号
年 月
様

うべ未来モニター登録決定通知書

宇部市長 印

年 月 日付けで申請のあったうべ未来モニターの登録について、うべ未来モニター設置要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

モニター登録内容

登録番号	
登録年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
住所	
氏名	
生年月日	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
職業	
連絡用電子メールアドレス	
連絡先電話番号	

アンケート回答用ID	
アンケート回答用パスワード	

第2号様式(第5条関係)

宇広第 号
年 月 日

様

うべ未来モニター登録申請却下通知書

宇部市長

年 月 日付けで申請のあったうべ未来モニターの登録について、うべ未来モニター設置要綱第5条の規定により、次のとおり申請を却下したので通知します。

却下した理由

第3号様式(第6条関係)

うべ未来モニター登録内容変更届出書

年　月　日

宇部市長 様

届出者 住所
氏名
登録番号()

うべ未来モニター設置要綱第6条の規定により、うべ未来モニターの登録内容について
変更が生じたので、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更年月日

2 変更内容 (※変更があった項目についてのみ記入してください。)

項目	変更後の内容
氏名	
住所	
職業	
電子メールアドレス	
連絡先電話番号	